

平成28年度 第1回 新宿区自転車等駐輪対策協議会

新宿区 自転車等に関する 総合計画の策定に向けた現状把握

平成28年8月5日(金) 10:00～ 新宿区役所本庁舎6階第二委員会室
(事務局)新宿区みどり土木部交通対策課

■はじめに 【自転車等に関する総合計画】の策定に向けて

新宿区では、平成19年度に「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」を策定し、中間期の平成25年度には、計画達成状況や社会情勢の変化を踏まえ、計画の見直しを行い、自転車等の利用環境の整備とマナーの向上を目指し、改定をしました。

この改定と前後して、国の自転車環境整備の指針として、平成24年度に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」及び「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」が示されました。

また近年では、自転車通勤やサイクリング、シェアサイクルを使ったまち巡りなど、「自転車」は暮らしや遊び、観光、スポーツなど様々な場面で浸透し、一過性のブームではなく、重要な交通手段の一つとして対応が求められるようになっていきます。

このような国の指針や自転車交通の浸透を受けて、計画期間が完了する現行計画の、次代の「新たな自転車等※1総合計画」に向けて、本年度から計画検討を進めるものとなりました。

※1【自転車等】 自転車のみならず、自動二輪車、原動機付自転車(以後、原付)を含めた計画とする予定です。ただし、自動二輪車、原付の施策については、「駐車・駐輪」に関する取組を中心に記載する予定であり、ルール・マナーの啓発、駐輪環境整備等の施策は自転車に関して記載する予定です。

【自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画】

平成19年度 総合計画の策定

■計画期間:平成20年度～平成29年度

社会の変化に合わせ中間期に改定

【現行計画】平成25年度 総合計画の改定

■計画の目標

【利用環境の整備とマナーの向上をめざす】

■計画の5つの施策体系

- ①地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る
- ②自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る
- ③駐輪場や走行環境を整備する
- ④放置自転車対策等を推進する
- ⑤自転車等の適正利用を推進する

【新計画】平成29年度 新たな総合計画の策定

■計画期間:平成30年度～平成39年度

I 現行の「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改定版）」について

● 現行の自転車等総合計画における各取組の進捗状況の概略について、以下に整理します。なお、進捗・達成状況は、今後実施する関係各課への調書調査に基づいて、次回協議会で詳細を報告する予定です。

施策体系	施策項目	施策の詳細	新たな取組状況(平成 25 年度～現在まで)
1. 地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る	(1)関係者の役割		●国、都、警視庁との連携を通じて個別案件に対応（個別実施）
	(2)関係者の協力・連携	①鉄道駅周辺における自転車等利用環境の整備促進 ②鉄道駅周辺以外における自転車等利用環境の整備促進 ③区民が主体となった自転車等利用環境向上の活動と区による活動支援	●駅前放置自転車クリーンキャンペーンを展開（毎年実施） ➡ p2①参照
	(3)鉄道事業者の取り組む事項	①駅周辺における自転車等利用環境の整備促進に向けた主体的活動 ②鉄道用地の貸与等 ③鉄道用地に関する情報提供 ④施設計画段階における調整等 ⑤自転車等の放置防止に関する啓発活動及び自転車等の整理	●鉄道事業者からの用地提供による新たな駐輪場の整備（平成 25 年度供用、民間駐輪事業者による整備運営） ➡ p2②参照
2. 自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る	(1)自転車等利用に対する啓発内容	①自転車駐輪場等利用方法(放置禁止区域と撤去に関する事項の周知) ②自転車等運転時の安全運転方法(道路交通法の理解と遵守) ③鉄道駅等への自転車等利用方法(駅周辺放置自転車等削減に向けた徒歩の推奨) ④防犯登録義務	●新たなツールやメディアの作成・配布による啓発活動を展開 ➔保険加入の促進・啓発 ➔自転車運転者講習制度の啓発など
	(2)啓発活動の実施方法	①自転車等利用者への直接的な啓発(自転車等整理員による啓発活動) ②小中高等学校等を通じた、児童、生徒、保護者への「自転車安全利用五則」等の教育 ③各種専門学校、大学等を通じた学生への啓発 ④地区協議会、町会等を通じた住民・住宅オーナーへの啓発 ⑤町会、職場、商店会等を通じた商店街利用者や外国人への啓発等 ⑥新宿区への転入者の啓発	●幼児交通安全教室（毎年実施：平成 27 年度 52 回 ） ●子ども交通安全教室（毎年実施：平成 27 年度 17 回 ） ●スケアード・スト레이트（毎年実施：平成 27 年度 6 回 ） ➡ p4①～⑤参照 ●新宿区交通安全のつどい（毎年実施：平成 27 年度 1 回 ） ●区職員向け講習会（毎年実施：平成 27 年度 1 回 ） など
	(3)啓発活動の評価とフィードバック		●新たな自転車等総合計画にフィードバック予定
3. 駐輪場や走行環境を整備する	(1)自転車駐輪場等の整備	①自転車駐輪場等の設置箇所 ②自転車駐輪場等の整備目標量の設定 ③自転車駐輪場等の設置主体の明確化 ④附置義務の見直し ⑤自転車駐輪場の優先利用の選定 ⑥自転車駐輪場の利用料金の設定 ⑦自転車駐輪場の一時利用の検討	●自転車駐輪場の整備 ➔平成 28 年 4 月現在 8,822 台 ➡ p4①参照 ●附置義務に基づく駐輪場整備の促進 ➔平成 25 年度以降の附置義務設置の対象となる 新設建築物 19 施設 1,416 台分整備 ●駐輪場利用料金の検討に関する対策協議会での協議（毎年実施）
	(2)自転車走行環境の整備	①自転車走行空間のネットワーク化の推進	●早大通り（区間：外苑東通り～早稲田大学 約 600m ） ➡ p4③参照
	(3)自動二輪車対策	①既存の駐輪場の利用 ②民間駐車場への助成・支援 ③一時利用の検討	●高田馬場第一駐輪場内での自動二輪スペースの確保
4. 放置自転車対策等を推進する	(1)放置禁止区域の拡充	①自転車駐輪場等設置による放置禁止区域の拡充 ②駅周辺以外の駐輪未設置区域における放置禁止区域の設定方法の検討	●西新宿駅での放置禁止区域指定（平成 25 年 11 月より） ➡ p6①参照
	(2)放置自転車等の整理・撤去		●保管場所の改修工事（内藤町、百人町） ➡ p6②参照
	(3)放置自転車等の保管・処分		●保管期間の短縮・売却処分の実施
5. 自転車等の適正利用を推進する	(1)自転車等利用環境向上施策の推進	①地域関係者と協働するためのしくみづくり ②条例等の改正	●保管期間の規則改正（平成 26 年度） ➡ p6③参照
	(2)自転車等利用環境向上のため実施すべき社会実験		●シェアサイクル実証実験（平成 28 年 10 月予定）実施 ➡ p6 右参照



Ⅱ 現行計画を受けた取組状況

1. 「地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る」取組状況について

①駅前放置自転車クリーンキャンペーン

- 区内 30 駅での実施を目標として、毎年「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」等を展開しています。
- 平成 27 年度は、10 月 22 日～31 日にかけて実施し、
- クリーンキャンペーンについては、都の取組と連携し、区内の街頭大型ビジョンや、新宿駅構内のデジタルサイネージ等での啓発を行っています。

■キャンペーンポスター、活動内容など



〇自転車の放置防止の呼びかけ、啓発リーフレット・ティッシュの配布や、啓発用ポスターの掲示（公共施設、駅構内、電車内など）等を実施。

〇街頭大型ビジョンや駅構内デジタルサイネージ等の情報メディア等にも掲出。



②鉄道事業者からの用地提供による新たな駐輪場の整備

- 現行計画では、鉄道事業者は「駐輪場設置主体」の一つとして位置付けられ、新宿区や道路管理者との協力体制を築き、駐輪場整備に積極的協力を図ることとなっています。
- 協力の方法として「事業の調整」「鉄道用地の譲渡、貸し付け等の措置」を講じる等があり、【都営大江戸線 若松河田町駅】では、民間事業者を活用して整備した自転車駐輪場において、有償（民間事業者負担）による 94.6 m²の用地貸付の協力を得て、新たな駐輪場の運営を開始しました。（区内全体約 729 m²の、鉄道事業者貸付用地の一覧は下表の通り。）

■鉄道事業者の貸付用地の一覧（平成 28 年 7 月現在）

時期	駅名	対象施設	貸付鉄道事業者名	面積	備考
H24 年度 以前	高田馬場駅	第二自転車等駐輪場	東日本旅客鉄道(株)	1.39 m ²	無償
		第三自転車等駐輪場	西武鉄道(株)	146.10 m ²	無償
		自転車等整理区画	西武鉄道(株)	16.20 m ²	無償
	大久保駅	自転車等駐輪場	東日本旅客鉄道(株)	91.14 m ²	無償
	牛込柳町駅	自転車等駐輪場	東京都交通局	275.07 m ²	無償
	新宿西口駅	自転車等整理区画	東日本旅客鉄道(株)	43.00 m ²	無償
	牛込神楽坂駅	自転車等整理区画	東京都交通局	15.00 m ²	無償
	国立競技場駅	自転車等整理区画	東京都交通局	4.30 m ²	有償
H25 年度	若松河田駅	自転車等駐輪場	東日本旅客鉄道(株)	42.09 m ²	有償
		自転車等駐輪場	東京都交通局	94.60 m ²	有償

※自転車等整理区画：年間契約型の自転車、原付（50cc まで）の路上もしくは道路脇の駐輪スペース

■コラム 現行計画での【関係者の役割】について

- 現行計画の推進に当たっては、以下の「関係者」を想定し、大きく 3 つの場面での、それぞれの主体の役割を明記しています。

関係者	自転車等の適正利用を推進する主体	駐輪場の設置主体	啓発活動や撤去などソフト事業の主体
新宿区	計画に基づく、関係者連携を図り、各種自転車施策を推進	計画に基づき、整備を実施	放置自転車の撤去活動、ルール・マナーの啓発活動を推進
国	様々な施策が有効かつ適切に実施されるよう、必要な配慮をする。	—	—
東京都	環境整備に関する基準等を策定	—	—
警視庁	放置物件の排除等に努める	—	—
鉄道事業者	—	事業の調整、用地の譲渡、貸付等、積極的に協力	区、道路管理者等と連携し、自転車等の整理、放置自転車等の撤去、啓発等に努める
大手商業施設	—	附置義務に基づき駐輪場を整備。対象外施設でも整備に努める	—
商店会（商店街連合会）	—	駐輪場の設置に努める	—
個別店舗（コンビニ、遊技場等）	—	駐輪場の設置に努める	—
学校関係者（小・中・高・大学等）	—	周辺の駐輪場設置等の違法駐輪対策を推進	自動、生徒、学生、父母等へのマナー教育等を推進
集合住宅	—	附置義務の対象外施設であるが、駐輪場の設置に努める	—
公共施設（公共施設、銀行等）	—	条例に基づき駐輪場の整備、駐輪場の休日等の開放の検討	—
区民	—	—	駐輪場の確保ができない場所には公共交通、徒歩を活用
自転車等の利用者（区外者も含む）	—	—	ルール・マナーの遵守を徹底し、適切に利用
自転車等の販売店	—	—	購入者に対して、ルール・マナーを正しく伝達



今後に向けて…

- 〇各施策の進捗状況、関係機関との連携状況等を、調書調査等により把握
- 〇区民、自転車利用者のルール・マナー遵守の意識など、役割の理解度の把握が必要

2. 「自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る」取組状況について

①幼児交通安全教室

- 基本的には、区内の幼稚園、保育園で交通安全教育を実施しています。
- 信号機の見分け方、横断歩道の歩き方など、歩行時の交通ルールやマナーの学習の中で、自転車についても学びます。

■幼児向け



■対象者	保育園児 幼稚園児
■内容	交通安全講和 視聴覚教養 歩行訓練等
■回数	52回
■参加者数	3,112人
■実施主体	区 警察署

②子ども交通安全教室

- 基本的に、区内の小学生を対象に、交通安全教育を実施しています。
- 自転車の実技及び検査等を含めて、自転車の実体験を通じた、ルールやマナーの習得を図っています。

■子ども向け



■対象者	小学生 保護者
■内容	交通安全講和、 視聴覚教養、自転車 実技、自転車検査等
■回数	17回
■参加者数	1,515人
■実施主体	小学校・PTA、 区、警察署、自転車商

③スケアード・ストレイト

- スケアード・ストレイトは、スタントマンが自転車事故を再現し、その恐怖を実感することで、事故に繋がる危険な行為を未然に塞ぐ教育手法です。
- 中学校の交通安全教室では、父兄等の参加を促し、大人への周知も行っています。

■中学生・一般向け



■対象者	中学生、学校関係者、一般区民等
■内容	交通安全講和、 スタントマンによる交 通事故再現
■回数	6回
■参加者数	3,362人
■実施主体	中学校、区、 警察署

④新宿区交通安全のつどい

- 毎年10月に開催される敬老会（77歳以上）で、警察・交通安全協会と連携し、「交通安全のつどい」を実施しています。

■高齢者向け



■対象者	77歳以上の区民
■内容	式典 交通安全教室 アトラクション
■回数	1回
■参加者数	3,586人
■実施主体	区、警察署、 交通安全協会

⑤区職員向け講習会

- 自転車交通安全に関する都条例に基づく、区職員の自転車利用に関する講習会の制度です。
- 毎年6月に年1回開催され、警察や民間自動車会社の協力を受けて、自転車や自動車の運転に関する講習を受けています。原則として全ての区職員が受講する取り決めとなっています。



今後に向けて…

- 交通安全教育によるルール・マナーの理解度の把握が必要
- ルール・マナーの理解度に対する、遵守の実態とのギャップの把握が必要

■コラム 自転車の【基本的な交通ルール】

- 自転車の交通ルールは、道路交通法に定められた法律を遵守することが基本となります。
- しかし、運転免許がなく、交通規制次第で歩道通行が認められてきた経緯から、自転車を「**徒歩の延長線上にある**」乗り物として、交通ルールの遵守意識が低い問題があります。
- 警察等公安委員会では、最低減の「**自転車安全利用五則**」を定め、また平成26年度より悪質な違反者への「**自転車運転者講習制度**」を設け、遵法意識の醸成を図っています。

■自転車安全利用五則

- ①**自転車は、車道が原則、歩道は例外**
→罰則：3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ②**車道は左側を通行**
→罰則：3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ③**歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**
→罰則：2万円以下の罰金又は料料
- ④**自転車安全利用五則 安全ルールを守る**
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯→個々の違反に応じた罰則規定あり
- ⑤**子どもはヘルメットを着用**
→罰則なし。保護者への努力義務

■コラム 最新の道路交通法改正による【自転車運転者講習制度】の導入

- 道路交通法の改正（H27.6.1施行）により、3年以内に2回以上、危険行為を繰り返す自転車に対して、講習を義務付けられました。
【講習時間】 約3時間
【講習手数料】 5,700円
【罰則】 5万円以下の罰金
- 危険行為として14項目挙げられており、警察による取締も強化されました。

■道路交通法改正での【危険項目14項目】

- ①信号無視
- ②通行禁止道路（場所）の通行
- ③歩行者用道路での徐行違反
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏切への立ち入り
- ⑦交差点優先車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

■コラム 自転車の【基本的な駐輪ルール】

- 道路の通行機能を低下させ、まちの景観、賑わいを阻害する放置自転車については、「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」に基づき、不適切な駐輪を撤去しています。
- 撤去された自転車の引取時に返還手数料が必要です。

【返還手数料】	自転車	3,000円
	原付	5,000円
	自動二輪	8,000円

■【放置】の定義

自転車等の利用者又は所有者が、自転車等駐輪場その他の自転車等を置くことを認められた場所以外の公共の場所において、当該**自転車等から離れて直ちに移動することができない状態**をいう。

■撤去時のワイヤー錠等の切断の権限

自転車等がワイヤー錠等で撤去できない場合、条例施行規則第4条の規定により、切断することができる。これにより生じた損害は、賠償義務が発生しない。



3. 「駐輪場や走行環境を整備する」取組状況について

① 自転車駐輪場の整備

- 新宿区が設置している駐輪場には、路上・路外駐輪場に加え、整理区画（年間契約型の自転車置き場）があります。また、区が設置をしている駐輪場の他に、最近では、民間事業者を活用した駐輪場※¹（「民設民営駐輪場」という。）の整備が進んでいます。（「区内の駐輪施設の一覧」参照）
- 特に、新宿駅周辺、都庁前駅、新大久保駅・大久保駅、高田馬場駅では、収容台数千台を超える駐輪場を整備しています。また、都庁前駅や西新宿駅、新宿三丁目駅など、民設民営駐輪場が中心となっている駅もあります。

※1：民間事業者を活用した駐輪場とは区が用地を提供し、民間が駐輪場整備、維持管理を行っている駐輪場。

■ 区内の駐輪施設の一覧

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

対象駅・施設		収容台数(種別)				目標収容台数	
		路外駐輪場	路上駐輪場	整理区画	民間駐輪場	総計	想定台数
新宿駅周辺	新宿駅		470	629		1,099	
	新宿駅新南口		32			32	1,977 ▲ 711
	新宿駅西口				135	135	
	新宿西口駅	8		70		78	260 ▲ 182
	西武新宿駅				188	188	295 ▲ 107
	都庁前駅			228	815	1,043	885 158
	西新宿駅				307	307	340 ▲ 33
JR駅周辺	新大久保駅	900				900	665 235
	高田馬場駅	743		502		1,245	1,401 ▲ 156
	大久保駅	10		130		140	156 ▲ 16
	信濃町駅		27	120		147	180 ▲ 33
	四ツ谷駅	57	72	275		404	450 ▲ 46
	飯田橋駅			209		209	420 ▲ 211
東京メトロ駅周辺	新宿御苑前駅			84		84	105 ▲ 21
	四谷三丁目駅		286			286	340 ▲ 54
	落合駅		99			99	220 ▲ 121
	早稲田駅			266		266	310 ▲ 44
	神楽坂駅	90				90	90 0
	市ヶ谷駅			124	8	132	160 ▲ 28
	新宿三丁目駅				249	249	230 19
都営駅周辺	西早稲田駅					0	0 0
	曙橋駅	138		200		338	338 0
	落合南長崎駅			90		90	120 ▲ 30
	西新宿五丁目駅	11		165	86	262	190 72
	国立競技場駅	7				7	0 7
	東新宿駅		286		18	304	200 104
	若松河田駅			66	50	116	160 ▲ 44
	牛込柳町駅	110			20	130	125 5
	牛込神楽坂駅	25		20		45	30 15
	都電早稲田駅		18			18	50 ▲ 32
都電駅周辺	都電面影橋駅					0	0 0
	西武鉄道駅周辺						
その他	下落合駅	95				95	130 ▲ 35
	中井駅	250				250	370 ▲ 120
その他	区役所脇		7			7	- -
	早大通り		27			27	- -
全施設合計		2,444	1,324	3,178	1,876	8,822	10,197 ▲ 1,409

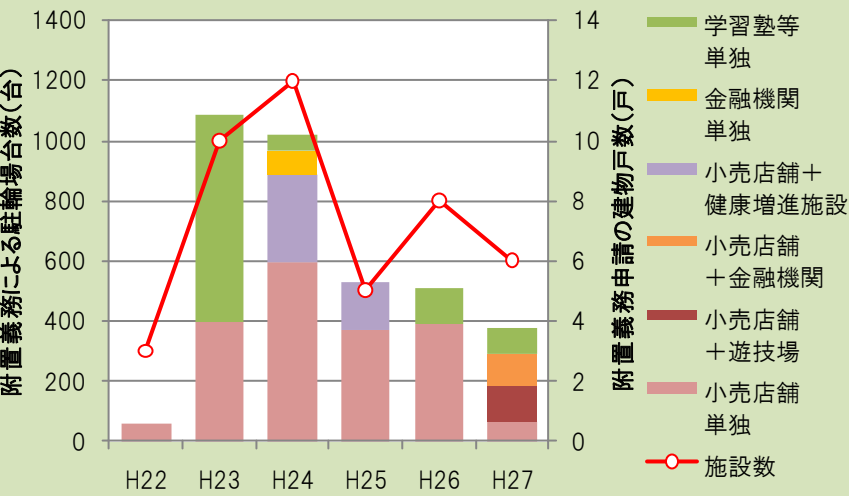
↑
現行計画整備目標(H29 時点):10,197 台

② 附置義務に基づく駐輪場整備の促進

- 新宿区では、商業地域、近隣商業地域などの指定された地域に、一定規模以上の特定の用途の建物を新築又は増築する場合、建物の敷地内又は施設から 50m以内に、一定の駐輪場を整備することを「附置義務」として義務付けています。
- 平成 27 年度では、小売店舗（複合施設等含む）や学習塾など、6 施設の新設申請があり、これに合わせて約 400 台の附置義務駐輪場が整備されています。

■ 各年の附置義務駐輪場の申請台数・建物戸数

※各年の「新設」建物の申請時の附置義務自転車駐輪場の整備台数による。



■ 附置義務駐輪場の規模

建物の用途	建物の規模	整備する台数
遊技場★	300㎡超	15㎡ごとに1台
小売店舗★ (百貨店、飲食店等)	400㎡超	20㎡ごとに1台
金融機関★ (銀行など)	500㎡超	25㎡ごとに1台
健康増進施設 (スポーツ、体育施設等)	500㎡超	25㎡ごとに1台
学習塾等	300㎡超	15㎡ごとに1台

※建物の規模は、床面積により算定されます。
※★印のついた施設（遊技場、小売店舗、金融機関）の場合、床面積が一定規模以上の大規模施設に対して減減措置があります。
例：遊技場 5,000㎡超の部分は、30㎡ごとに1台

③ 「早大通り」での自転車通行環境の整備

- 新宿区では、平成 26 年度より「早大通り」において、歩道の中央から車道寄りの部分を塗り分けし、歩行者と自転車の通行場所を分ける形式での通行環境整備を実施しました。

■ 早大通りの自転車通行環境整備の事例（早稲田大学～外苑東通り区間：約 600m）

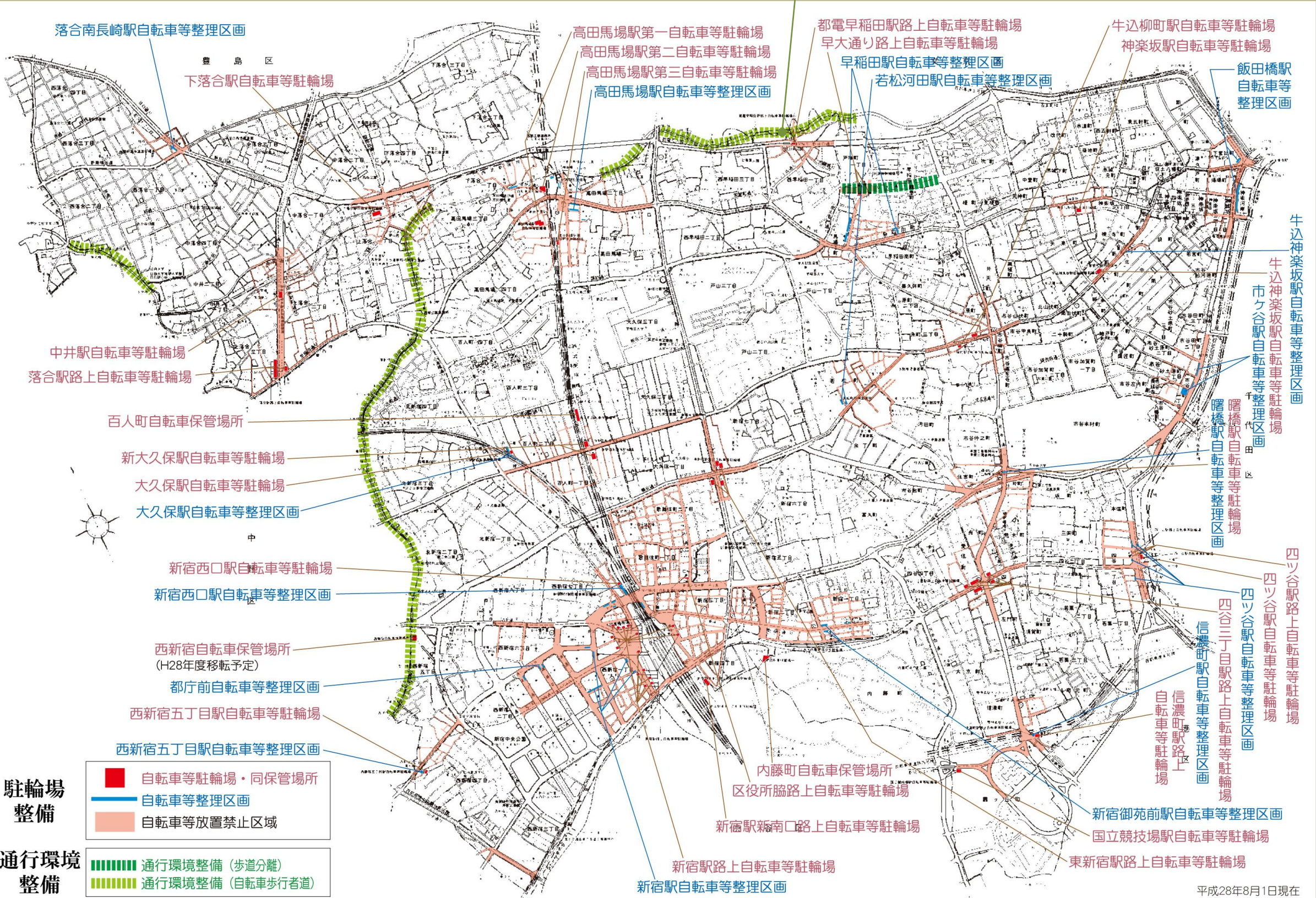
※歩道内のタイル色及び、誘導サインの設置により、安全のための通行場所の区分を実施（法的規制なし）



今後に向けて…

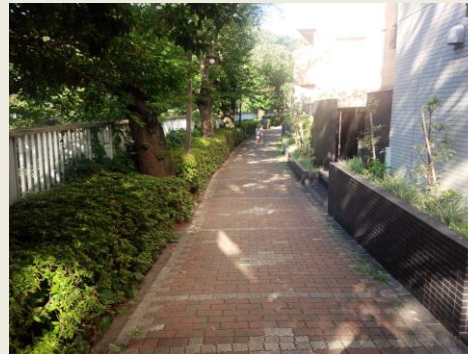
- 区民や利用者の駐輪場利用の実態や、駐輪場利用への不満などの把握が必要
- 自転車利用の基盤(通行環境、駐輪環境)に対する評価の把握が必要

参考 新宿区内での「駐輪環境」「通行環境」の整備状況について



■ 神田川沿いの
自転車歩行者専用道路整備について

- ・ 神田川沿いは、歩行者や自転車が安全、快適に通行するため「自転車歩行者専用道路」として整備されています。
- ・ 歩行者が通行することを前提に、すぐに止まることができる「徐行」の速度で通行することが必要な道路となっています。





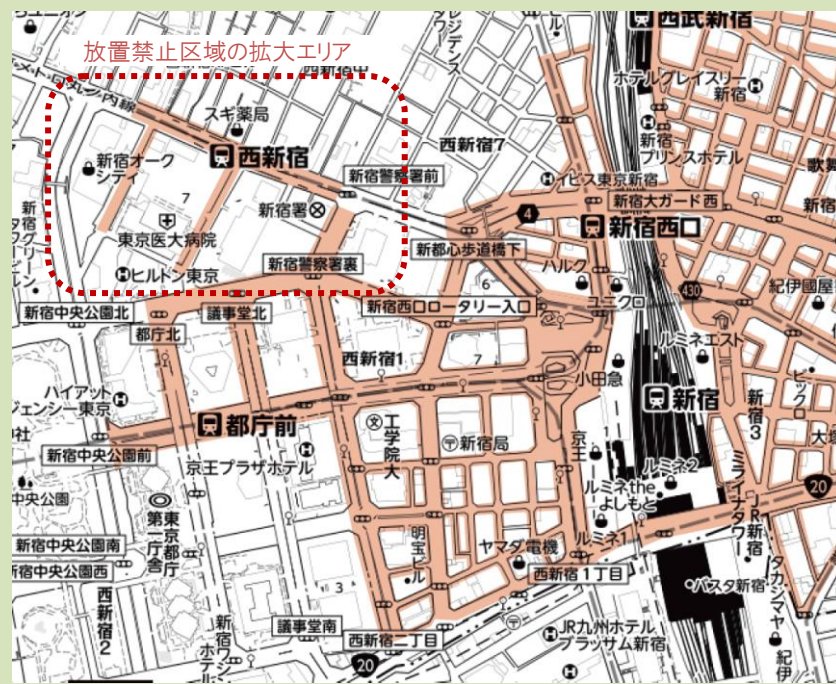
4. 「放置自転車対策等を推進する」取組状況について

①放置禁止区域の拡大

- 平成25年11月から、新たに「西新宿駅」を放置禁止区域に指定し、現在30駅2区域を、放置禁止区域として指定しました。
- 新宿区では、放置禁止区域内の放置自転車は、即時撤去の対象となります。
(放置禁止区域外では、警告の日から7日間経っても放置されたままの自転車等が撤去されます。)

■新宿駅周辺の放置禁止区域

(平成28年7月現在)



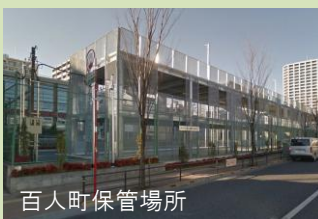
②放置自転車の保管場所に関する取組

- 新宿区では、区内3箇所に放置自転車の保管場所を3,800台分確保しています。
- 各施設の老朽化や、収容可能台数の不足などを受けて、平成25年度以降において、内藤町、百人町の保管場所2施設の改良を行っています。

■区内の放置自転車保管場所の一覧

(平成28年7月現在)

施設名称	土地面積	収容可能台数	開設年
内藤町	3,149.8㎡	1,800台	S59.6
西新宿	1,579.3㎡	900台	H3.11
百人町	1,459.8㎡	1,100台	H18.2
合計	6,188.9㎡	3,800台	—



③保管期間の短縮

- 保管期間を、【撤去日から30日間】に短縮しました。
(平成25年度は撤去日から45日間)



今後に向けて…

- 放置自転車の発生状況や保管場所の収容状況の把握が必要
- 放置禁止区域の周辺での放置自転車発生状況の把握等が必要

5. 「自転車等の適正利用を推進する」取組状況について

①シェアサイクル実証実験の実施(平成28年10月予定)

- 平成24年の江東区での導入を皮切りに、千代田区、港区、中央区の都心4区で自転車シェアリングの社会実験が始まり、平成28年2月から、同一のシステムを活かした相互乗り入れが始まりました。
→4区間での「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定」に基づき連携
- 都では、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた都心部の交通基盤の一つとして、普及支援を進めています。
- 新宿区では、この広域実験と連動することを前提に、平成28年10月より自転車シェアリングを実施します。

■都心4区自転車シェアリングの概要

- サービスエリア内に配置されたポートから、自転車を自由に貸出・返却できる新しい自転車サービス。
- 同一のシステムを導入した都心4区では、平成28年2月より相互乗り入れを行い、広域的なサービス提供を展開しています。



■サイクルポートの設置数(H28.5時点)

区名	開始年	ポート数
江東区	H24.11	33ポート
千代田区	H26.10	51ポート
港区	H26.10	41ポート
中央区	H27.10	31ポート
4区合計	H28.2 相互乗り入れ開始	156ポート

■コラム 東京都心4区シェアリングの【利用料金のプラン】

- 都心4区自転車シェアリングは、1回30分150円(延長30分100円)の1回会員のほか、1カ月2,000円で最初の30分無料の月額会員等の料金プランがあります。
- どの料金プランでも会員登録が必要ですが、4区のいずれかで会員登録をすれば、全ての区で自転車シェアリングが利用可能となっています。

料金プラン(税抜)			
プラン名	1回会員	月額会員	1日パス
ご利用可能時間	24時間	24時間	ご購入当日の23時59分まで
基本料金	基本料0円/月 最初の30分:150円/回	基本料2,000円/月 最初の30分:0円/回 ※月に何回利用しても30分以内無料	1,500円/1日分
延長料金	1回の利用が30分を超過した場合 100円/30分	1回の利用が30分を超過した場合 100円/30分	当日返却の場合 超過料金は発生しません。
お支払方法	クレジットカード	クレジットカード	クレジットカード※1 交通系ICカード決済※2

■コラム 東京都内の【自転車観光】の民間の取組

- 都内で人気の観光スポットを、英語によるガイド付きでサイクリングを楽しみながら巡る、外国人観光客に人気のあるツアーです。2006年よりTGCT社が開催しています。
- なお、京都市など世界的な観光都市でも、自転車と観光ツアーを組み合わせたこのような取組が、NPO団体等により行われています。



今後に向けて…

- 自転車シェアリング利用者の満足度を高めるための検討が必要
- 自転車シェアリング以外で自転車を活用する需要の検討が必要

Ⅲ 新たな自転車等に関する総合計画の策定に向けて

1. 新たに策定する総合計画のイメージの提案

- 本年度より検討を始め、平成 29 年度に策定を予定する新たな「自転車等総合計画」については、以下の目的（案）、計画期間、作成期間、内容を持って進めることを予定しています。

■新宿区 自転車等総合計画(イメージ)

①計画の目的

公共の場所における自転車等の放置を防止し、その他の自転車等の適正な利用を推進するために必要な事項を定め、区内で暮らし、活動する全ての人にとっての快適な都市環境の維持向上を図る。

②計画の期間 平成30年度から 平成39年度まで（10年間）

③作成期間 平成28年度から 平成29年度まで（2年間）

④総合計画の構成イメージ

1. 現行計画の目標達成状況の検証

→現行計画での施策関係各課への調書調査等に基づき、事業進捗、目標達成状況等を整理

2. 新宿区の現状課題の整理

→区民・自転車利用者アンケート等に基づき、自転車利用環境に関する区の現状課題を整理

3. 目標や実現に向けた基本方針

→課題解決と施策推進に向けた、次代の新たな総合計画の目標と基本方針の提示

4. 自転車施策の体系と具体の取組(案)

→課題の解消と、目標と基本方針の実現に向けた施策体系と取組を提示

1 安全安心をまもるルールやマナーの遵守

●自転車のルールを正しく「認知」し「遵守」できるよう意識啓発を進める。

●自分自身も、周りの人も安全安心して通行できるよう、周りへのマナーに配慮する意識を醸成する。

2 正しくとめることができる駐輪環境の整備

●放置自転車を含めた駐輪需要が、適切に駐輪できる環境づくりと、不正な駐輪行動を抑制する取組を進める。

●過度に駐輪需要が集まる駅等では、バス等への転換促進等を含めた抑制を検討する。

3 自転車を活用できるまちの形成

●自転車シェアリングの導入を始め、新宿区＋自転車の活用によりまちの活性化を図る取組を展開する。

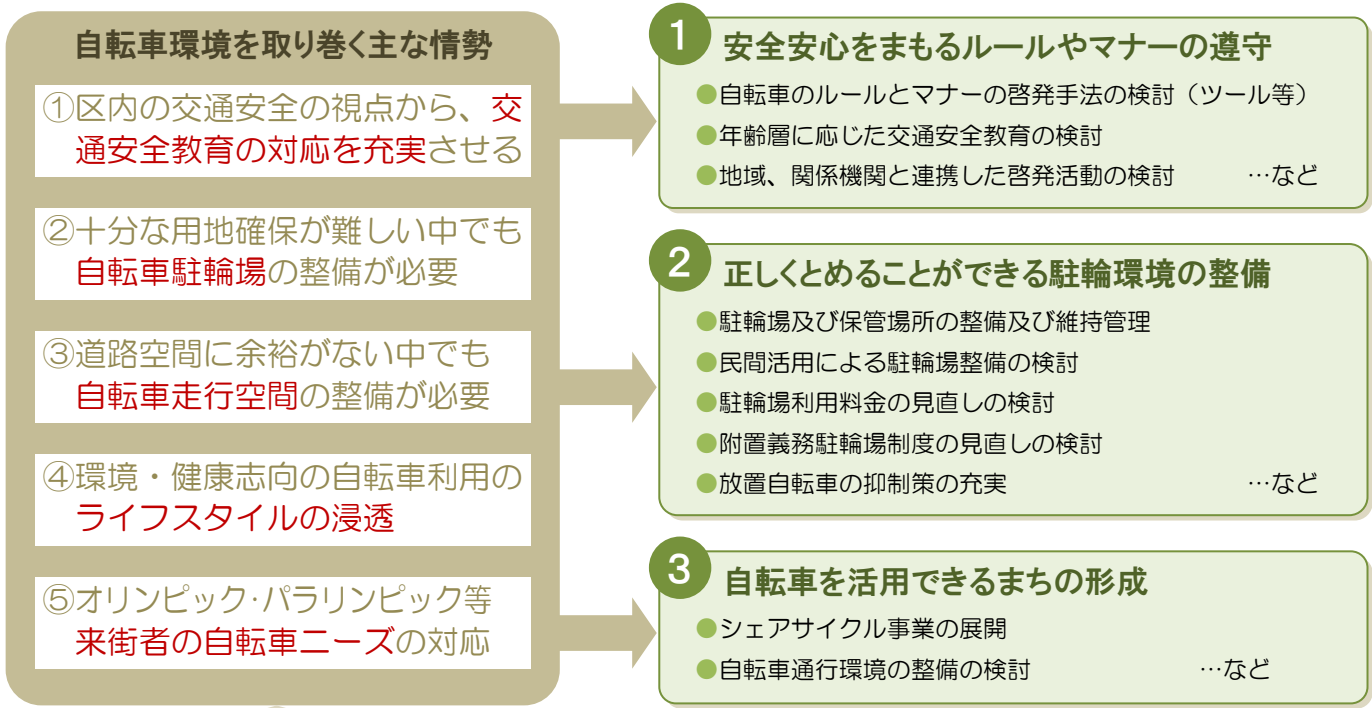
●自転車通行環境の整備を含めて、必要な基盤整備を検討していく。

5. 自転車総合計画の推進に向けた体制

→区民、事業者、行政、警察、教育機関などの役割分担、連携体制、計画見直しの方針など

2. 自転車施策体系の現時点でのイメージ提案

- 左図に示した施策体系の3つの視点は、昨今の自転車環境を取り巻く情勢の概略を踏まえながら整理しています。今後、アンケート調査等の各種調査を進める中で、課題の詳細を整理していきます。



参考 新宿区の現状課題に関するデータ

①新宿区での交通安全教育・啓発活動の実施状況

・新宿区では、交通安全知識の普及、交通安全意識の啓発のため、様々なイベントでの啓発活動や、交通安全教室などの実施や、教育用資材、刊行物等の作成・発行を行っている。

・また、区立小学校8校において、「交通安全総点検」、「通学路緊急合同点検」を実施した。

■交通安全教育の実施(平成 27 年度)

事業名	対象	回数・参加者数	実施主体
幼児交通安全教室	保育園児、幼稚園児等	52 回 3,112 人	区、警察署
子ども交通安全教室	小学生、保護者等	17 回 1,515 人	小学校、PTA、区、警察署、自転車商
スタントマンを使った自転車交通安全教室	中学生、学校関係者、一般区民等	6 回 3,362 人	中学校、区、警察署

■啓発行事の実施(平成 27 年度)

事業名	対象	参加者数(日付)	実施主体
新宿区交通安全のつどい	77 歳以上の区民	3,586 人 (10月28/29日)	区、警察署、交通安全協会

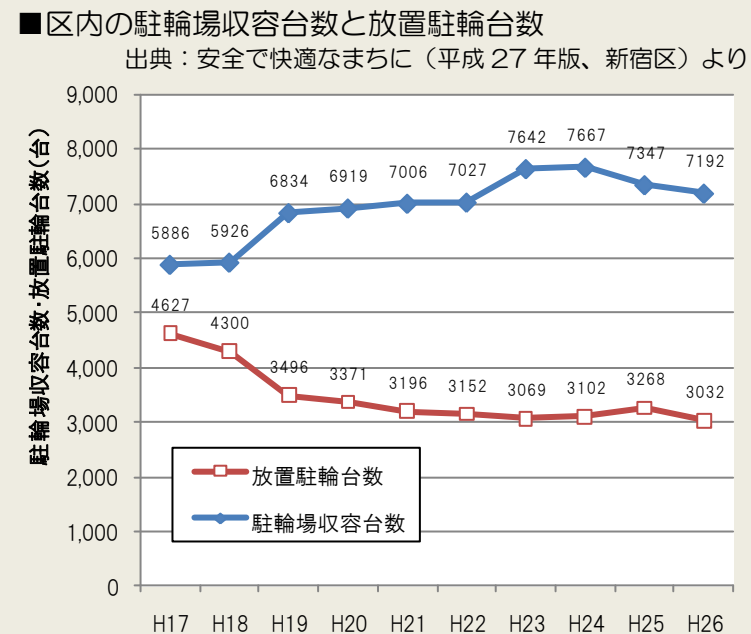




参考 新宿区の現状課題に関するデータ(つづき)

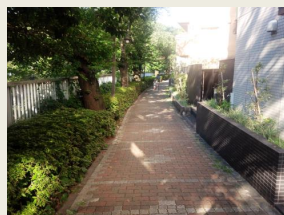
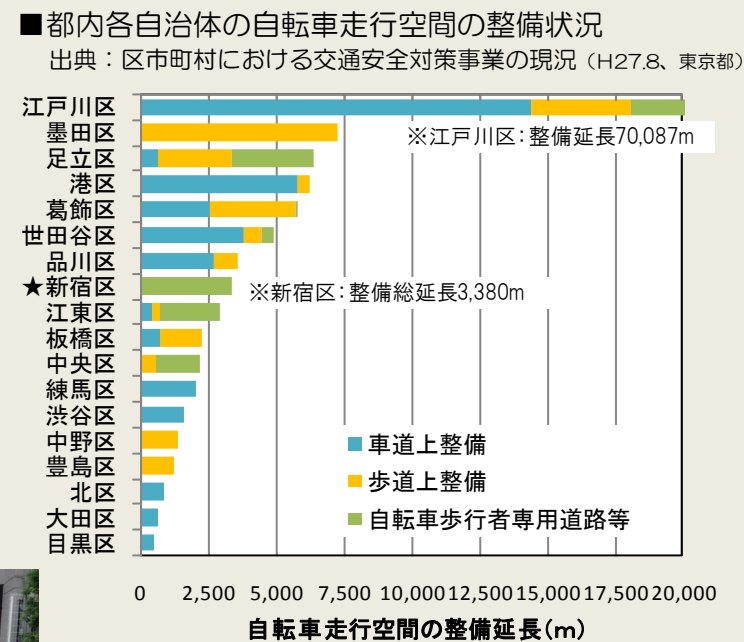
②駐輪場整備が進む中、依然として残る**放置自転車の実態**

- 区内では、鉄道駅周辺を中心に駐輪場の整備を進め、平成 26 年時点では、全 7,192 台収容可能な駐輪場を整備している。
- 一方で、平日昼間時の駅周辺の放置自転車は、平成 17 年の 4,627 台から減少傾向にあるものの、平成 26 年時点でも約 3,032 台の放置が発生している。



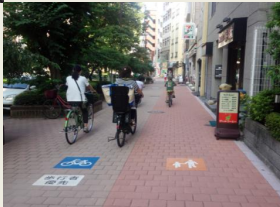
③都内でも整備が進みにくい**自転車走行空間の実態**

- 昨年度、東京都が都内自治体に行った自転車走行空間の整備状況調査では、新宿区は車道・歩道のある一般道路での自転車レーン等の整備はなく、自転車歩行者専用道路（神田川沿い）約 3.4km が整備されている状況。
- 早大通りでは新たに、歩道の一部を色分けし、自転車の通行場所を示す取組を行っている。



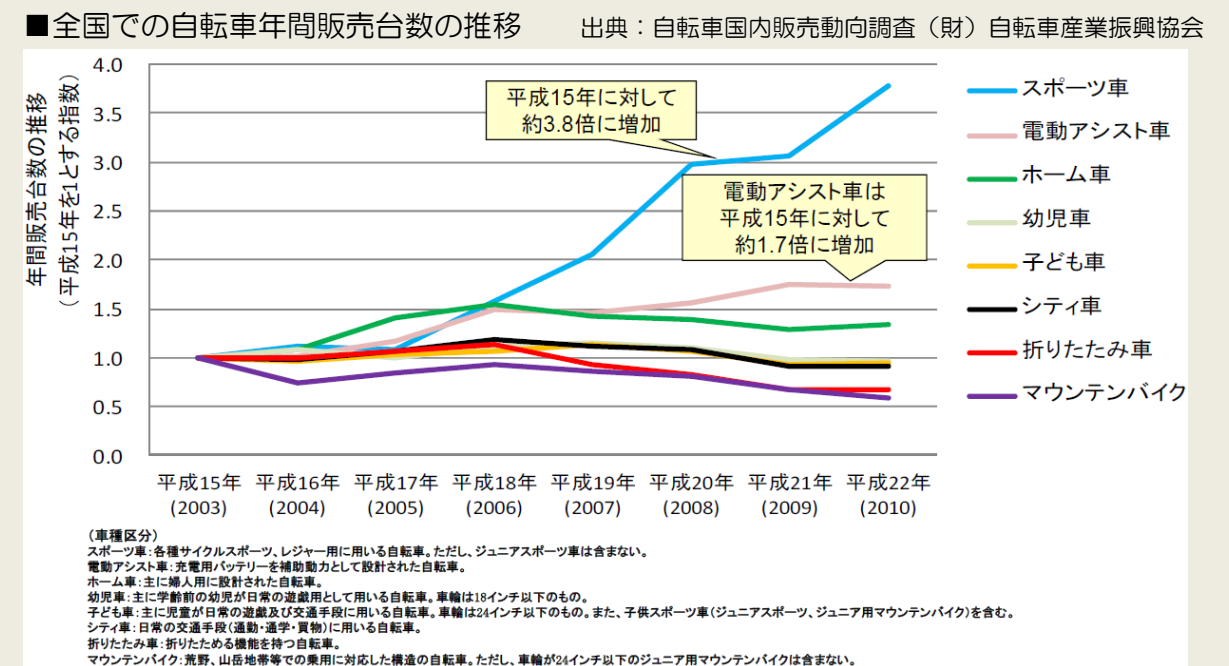
←神田川沿いの
自転車歩行者
専用道路

早大通りに新たに→
整備されたタイル
塗り分けによる通
行空間



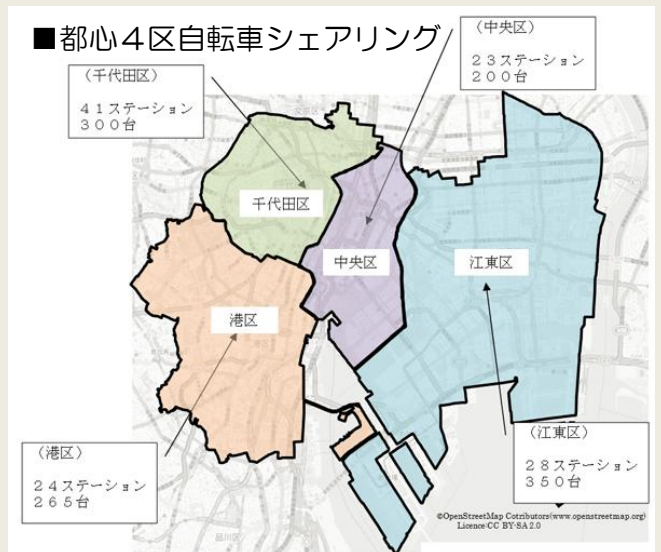
④高額なスポーツ車等の普及に見る、**新たな自転車利用のライフスタイルの浸透**

- 国内の自転車販売台数を種類別にみると、平成 15 年を基準とした数値では、平成 22 年時点において、スポーツ自転車は約 3.8 倍、電動アシスト自転車は約 1.7 倍に増加。
- スポーツ車は高速性やスポーツとしての楽しみ等を、また電動アシスト自転車は快適さや労力の軽減等を活かし、自動車からの転換や、遠方への移動手段等として、新たなライフスタイルを担う手段として浸透していると考えられる。



⑥東京都都心4区での**自転車シェアリングの実態**

- 東京オリンピック・パラリンピック等での都心移動の交通手段として、自転車シェアリング（コミュニティサイクル）に着目している。
- 平成 28 年 2 月より、千代田区、港区、中央区、江東区で行われていた自転車シェアリングを統合した社会実験が行われ、大規模、広域でのシェアリングが可能となっている。



新宿区でも、今年 10 月から
自転車シェアリングに参入予定

IV 交通量調査・アンケート調査の実施について

- 先に示した新たな総合計画の策定に向けて、区民や自転車利用者の自転車利用の現状を把握し、また潜在的なニーズを捉えるための調査を実施します。
ここで得られた知見を踏まえ、適宜、駐輪対策協議会への情報提供及び協議を図りながら、次年度の計画策定に向けた検討を進めていきます。

■「今後に向けて」の課題の整理■

1. 地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る

 - 各施策の進捗状況、関係機関との連携状況等を、調書調査等により把握
 - 区民、自転車利用者のルール・マナー遵守の意識など、役割の理解度の把握が必要
2. 自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る

 - 交通安全教育によるルール・マナーの理解度の把握が必要
 - ルール・マナーの理解度に対する、遵守の実態とのギャップの把握が必要
3. 駐輪場や走行環境を整備する

 - 区民や利用者の駐輪場利用の実態や、駐輪場利用への不満などの把握が必要
 - 自転車利用の基盤（通行環境、駐輪環境）に対する評価の把握が必要
4. 放置自転車対策等を推進する

 - 放置自転車の発生状況や保管場所の収容状況の把握が必要
 - 放置禁止区域の周辺での放置自転車発生状況の把握等が必要
5. 自転車等の適正利用を推進する

 - 自転車シェアリング利用者の満足度を高めるための検討が必要
 - 自転車シェアリング以外で自転車を活用する需要の検討が必要

■【本年度調査】策定に必要な情報収集■

調査1

現況交通量調査（顕在需要の把握）

■道路交通量調査

【目的】 駅・駐輪場周辺での道路交通量を調査し、自転車走行環境整備の基礎データとする。

【対象】 ①歩行者 ②自転車
③原付自転車 ④自動二輪
⑤自動車

【時期】 平成28年9～10月頃
平日・休日の2日間を予定

■放置自転車の分布状況調査

【目的】 交通量調査と同地点において、交通阻害要因となる放置自転車の発生状況を把握する。

【対象】 ①放置自転車・原付、自動二輪

【時期】 交通量調査と同日に実施
(平成28年9～10月頃
平日・休日の2日間を予定)

調査2

区民・自転車アンケート調査（潜在需要の把握）

■区民アンケート調査

【目的】 自転車の利用有無にかかわらず、**区民の暮らし**での自転車の使い方や、自転車に対する不満等を調査。

【対象】 区民：1,000 サンプル回収

【方法】 WEBアンケート調査

【時期】 平成28年9～10月頃を予定

【主な調査内容の案】

- ①自転車の所有状況、駐輪環境について
- ②自転車の使い方について（利用の目的、頻度、行き先など）
- ③自転車を選択する理由／選択しない理由
- ④自転車／歩行者／自動車に対する不満
- ⑤区の自転車利用環境について（走行環境、駐輪環境、啓発活動など）
- ⑥自転車ルールの認知度と遵法意識
- ⑦自転車シェア等の新たな取組の意向…など

■自転車利用者アンケート調査

【目的】 区内で**自転車を利用している人**に限定し、今の区の自転車利用環境の評価を中心に調査

【対象】 ①駐輪場利用者：1,000 サンプル
②区内自転車利用者：1,000 サンプル

【方法】 ①駐輪場利用者→区立駐輪場9箇所
で直接配布
②区内自転車利用者→WEB アンケート

【時期】 平成28年9～10月頃を予定

【主な調査内容の案】

※利用状況等の基本事項に加えて…

- ①自転車の通行ルートを選び方
- ②普段通行している道路の走行環境の評価
- ③駐輪場（区立/民間）のサービス評価
- ④自転車での通行場所（車道/歩道）
- ⑤自転車シェアリングへの利用意思 …など

3つの視点を軸に、新たな総合計画に記載する施策を検討

【次年度】原案作成↓パブリックコメント↓策定に向けた継続検討